

調査方法の概要

1. 調査対象法人

わが国の金融及び保険業を除く全営利法人（合名会社、合資会社、株式会社、有限会社）を調査対象とし、その中から標本法人を選定した。

2. 標本抽出の概要

(1) 標本選定方法

標本法人は、当調査期末現在の法人名簿その他大蔵省の資料による全国の営利法人を母集団とし（資本金5千万円未満の法人については、昭和46年1月31日現在の国税庁資料）、資本金によつて6階層に分け、それぞれの階層ごとに、一定の抽出率を乗じて選定した。

(2) 抽出率

資本金	抽出率	
	卸売	非卸売
2百万円未満	1/50	1/100
2百万円以上～5百万円未満	1/25	1/50
5百万円以上～1千万円未満	1/10	
1千万円以上～5千万円未満	1/10	
5千万円以上～1億円未満	1/2	
1億円以上	1/1	

3. 調査対象期間

昭和47年4月1日より昭和48年3月31日までに決算期の到来した営業年度を対象とし、確定決算計数を調査した。

4. 調査の方法

調査票を全国財務局及び財務部を通じて選定標本法人に送付し、必要事項を自計記入のうえ返送があつたものについて集計を行なつた。

5. 集計の方法

報告された調査票は活動法人と休業、解散及び所在不明法人に区別し、活動法人についての業種別、規模別、決算期別に分類集計し推計値を算出した。なお、規模別は、資本金によつて2百万円未満、2百万円以上～5百万円未満、5百万円以上～1千万円未満、1千万円以上～5千万円未満、5千万円以上～1億円未満、1億円以上～10億円未満、10億円以上の7階層に分類した。本年報の計数のうち、資産・負債及び資本表の計数は、年2回決算法人の下期計数と年1回決算法人の計数を合計したものであり、損益表の計数は、年2回決算法人の上期・下期の計数と、年1回決算法人の計数を合計したものである。

6. 業種の分類

(1) 分類方法

日本標準産業分類表の「小分類」により、当該法人の調査対象営業年度における売上高の内容により決定した。数種の事業を兼営している場合は、当該営業年度における売上高の金額が最も多い事業をその法人の業種とした。ただし、集計にあつては、上記産業分類表の大分類によることを原則とし、製造業等若干の業種については「中分類」によつた。

(2) 分類の内容

本調査の分類	日本標準産業分類表の中分類
農 林 業	商品生産農業、農業的サービス業、林業、狩猟業
漁 業	漁業、水産養殖業
鉱業（除石炭）	金属鉱業、原油、天然ガス鉱業、非金属鉱業
石 炭 鉱 業	石炭・亜炭鉱業
建 設 業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
食 料 品 製 造 業	食料品・たばこ製造業
織 維 工 業	繊維工業
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業
化 学 工 業	化学工業
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業
鉄 鋼 業	鉄鋼業
非鉄金属製造業	非鉄金属製造業
金属製品製造業	金属製品製造業
機 械 製 造 業	一般機械器具製造業
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業
輸送用機械器具製造業（除船舶）	輸送用機械器具製造業
船 舶 製 造 業	
その他の製造業	衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、出版・印刷・同関連産業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめしかわ・同製品・毛皮製造業、精密機械器具製造業、武器製造業、その他の製造業
卸 売 業	卸売業、代理商、仲立業、（自動車小売業）
小 売 業	各種商品小売業、織物、衣服・身のまわり品小売業、飲食料品小売業、飲食店、（自転車、荷車小売業）、家具・建具・

不 動 産 業	じゆう器小売業、その他の小売業
運 輸 通 信 業	不動産業 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、通信業、放送業
水 運 業	水運業
電 気 業	電気業
ガ ス 業	ガス業、水道業
サ ー ビ ス 業	旅館・下宿業・その他の宿泊所、家事サービス業、洗たく・理容・浴場業、その他の個人サービス業、映画業、娯楽業、自動車整備および自動車関連サービス業、その他の修理業、広告・調査・情報サービス業、その他の事業サービス業、他に分類されない専門サービス業

7. 結果の推計

業種別、規模別に集計された集計値について、おのおの集計法人1社あたりの計数を算出し、これを抽出時の母集団（調査対象法人）まで拡大して推計値を算定した。推計のための算式は次のとおりである。

$$\text{業種別規模別推計値} = \text{集計値} \times \frac{\text{調査対象法人数}}{\text{集計法人数}}$$

8. 調査項目の説明

この調査における調査項目については、資産・負債及び資本、損益及び剰余金処分状況等に関するものは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月大蔵省令第59号）に準拠し、費用に関するものは、この調査独自の用語、様式及び作成方法を採用した。主たる項目の説明は次のとおり。

〔資 産〕

現金及び預金 現金には小口現金、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書及び郵便振替払出証書等を含み、預金は金融機関に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金、郵便振替並びに金銭信託に限る。ただし、預金については1年以内に期限の到来しないものは除く。

売掛金 得意先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未収入金（商品・製品等の売上代金、加工料、役務の提供による営業収入等の未収入金）で、関係会社に対する売掛金を含む。ただし、貸倒引当金控除後のものである。

受取手形 得意先との間に発生した営業取引に関する手形債権で、関係会社に対する受取手形を含む。ただし、貸倒引当金控除後のものである。

なお、割引に付した手形、裏書譲渡した手形は含まない。

関係会社 関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する

会社をいう。①発行済株式総数又は出資総額の2分の1をこえる株式数又は出資額を所有し、又は所有されている会社。又は、②発行済株式総数又は出資総額の100分の10をこえる株式数又は出資額を所有し、かつ事業活動について事実上支配従属関係を有する会社。

棚卸資産

商 品 販売の目的をもつて所有する土地、建物、その他の不動産を含む。

製 品 副産物、作業くず、半製品、自製部分品を含む。
仕掛品 製品、半製品又は部分品の生産のため現に仕掛中のもの。

原材料 製品の製造目的で消費される物品で未だその用に供されないもの。

貯蔵品 貯蔵中の消耗品、工具・器具及び備品で、耐用年数1年未満又は相当価額未満のもの。

流動資産 その他 市場性ある一時的所有の有価証券（ただし、関係会社有価証券を除く）、前渡金、短期貸付金、前払費用（ただし1年以内に償却されて費用となるべきもの）、未収収益等。

有形固定資産 （土地を除く）建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両・運搬具、耐用年数1年以上の工具・器具・備品及び建設仮勘定等で投資に属するものを除き、減価償却費の累計額控除後のもの。

無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、実用新案権、鉱業権、漁業権等で有償取得したもの。

投資 投資有価証券、出資金、関係会社有価証券、長期貸付金、投資不動産等である。なお、貸付金等の債権については貸倒引当金控除後のもの。

繰延勘定 前払費用（ただし、1年以内に償却されて費用となるものを除く）、創立費、開業費、株式発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費、建設利息等。

〔負 債〕

買掛金 得意先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未払金（商品、原材料等の仕入代金、外注加工料、役務の受入による営業費用等の未払金）で、関係会社に対する買掛金を含む。

支払手形 得意先との間の営業上の取引に基づいて発生した手形債務で、関係会社に対する支払手形を含む。なお、金融手形は含まない。

金融機関短期借入金 決算期の翌日から起算して1年以内に支払を要する借入金、金融手形、当座借越、年賦償還金等。

その他の短期借入金 金融機関短期借入金以外の短期借入金。

流動負債 社債（転換社債を含む）償還期が1年以内に到来するもの。

流動負債 諸引当金 決算期から起算して1年以内に使用する引当金、価格変動準備金、輸出損失準備金、法人税等引当金（都道府県民税及び市町村民税引当額を含む）等。

流動負債 その他 未払金、前受金、未払費用、預り金、前受収益等その他の負債で、1年以内に支払又は返済されるもの。

金融機関長期借入金 決算期の翌日から起算して1年以内に支払を要しない借入金、金融手形、当座借越、年賦償還金等。

その他の長期借入金 金融機関長期借入金以外の長期借入金。

社債（転換社債を含む） 償還期が1年以内に到来しないもの。

固定負債 諸引当金 流動負債の諸引当金以外の負債性引当金で、退職給与引当金、特別修繕引当金等。

固定負債 その他 未払金、預り金等その他の負債で1年以内に支払又は返済されないもの。

〔資本〕

新株式払込金 新株式払込金又は新株式申込証拠金。

その他の資本剰余金 再評価積立金以外の資本準備金等で株式発行差金、払込剰余金、減資差益合併差益等。

利益剰余金 利益準備金、任意積立金、繰越利益剰余金（又は欠損金）期末残高及び法人税等引当後当期純損益の合計額。

〔損益〕

売上高 商品又は製品、半製品、副産物、その他棚卸資産等の売上高及び加工料収入、役務提供による営業収入等で、総売上高から売上値引、戻り高を控除したもの。なお、物品税、酒税等の消費税及び遊興飲食税、入場税の間接税を売上高に含めるとともに、売上原価又は販売費及び一般管理費に含めている。

売上原価 売上高に見合う原価である。なお、鉄道業においては営業費のうち運送費、減価償却費及び諸税（ただし、運送施設に係るもの）、自動車運送業は営業費のうち運送費、海運業は海運業費用、電気業は営業費用から販売費及び一般管理費を除いたものである。

販売費及び一般管理費 販売及び一般管理業務に関する総費用（新製品又は新技術の開拓等の費用及び営業取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失を含む）。

営業外収益 受取利息・割引料、有価証券利息、受取配当金、仕入割引、有価証券売却益等（ただし、繰越利益剰余金増加項目に計上すべきものは除く）。

支払利息・割引料 支払利息、手形割引料、社債発行差金償却費。

その他営業外費用 貸倒損失、棚卸資産の評価損（売上原価、販売費及び一般管理費に計上したものを除く）、有価証券売却損、社債発行費、創業費等の償却等（ただし、繰越利益剰余金減少項目に計上すべきものは除く）。

法人税等引当額 当期の利益に対する法人税、都道府県民税及び市町村民税の引当額で、剰余金計算書又は剰余金処分計算書で処理している場合でも、費用計上したものとして含めている。

当期末処分利益剰余金 繰越利益剰余金又は欠損金期末残高及び法人税等引当後の当期損益額の合計額。

諸剰余金取崩高 任意積立金の取崩高、欠損補填のための資本剰余金、利益準備金、資本準備金、再評価積立金等の取崩高。

〔費用〕

当期間における費用の発生総額を項目別に集計したものである（例えば、船舶業、建設業等の長期個別原価計算を採用する業種では、当期に完成した工事原価を構成する費用でなく、当期完成工事原価のうち当期発生費用と、期末における仕掛工事原価のうちの当期発生費用の合計額である）。したがって、必ずしも当期間の売上高に対応する売上原価及び販売費・一般管理費を構成するものではない。

原材料費 製造のために消費した原材料の総額。なお、製品、半製品、仕掛品等を原材料として再度使用した場合、又は、材料費を他勘定へ振り替えた場合はそれぞれ控除後のものである。

役員給料手当 当期間に支払うべき給料、賞与、手当等の総額。なお、退職給与引当金からの支払額及び利益処分による賞与は含まない。

従業員給料手当 当期間に支払うべき労務費、給料、賃金、手当等の総額。

福利費 法定福利費、退職給与引当金繰入額、厚生費、通勤交通費、現物給与見積額等人件費とみなされるもの。

租税公課 営業上負担する国税、地方税、組合課金等で、売上高に含めた間接税を含み、法人税、都道府県民税及び市町村民税は含まない。

減価償却費 普通減価償却費で、それ以外の減価償却費は特別減価償却費に計上されている。

固定資産振替高 自家で使用する固定資産を自家生産した場合の、その生産に当該営業期間中に投入した製造費の総額。

〔その他〕

役員数 経費支弁の給与を受ける役員数。なお、利益処分による賞与のみを受けるものは含まない。

従業員数 期中の平均人員（臨時又は日雇の労務者については、延人員をその期の営業日数で除した人員）。

9. 財務営業比率及び付加価値の算出方法

本調査に用いられている諸比率及び付加価値の算出方法は、次のとおりである。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

$$\text{総資本営業利益率} = \frac{\text{営業損益}}{\text{総資本（期首・期末平均）}}$$

$$\text{総資本純利益率} = \frac{\text{当期純損益（税引前）}}{\text{総資本（期首・期末平均）}}$$

$$\text{自己資本純利益率} = \frac{\text{当期純損益（税引前）}}{\text{自己資本（期首・期末平均）}}$$

$$\text{売上高営業利益率} = \frac{\text{営業損益}}{\text{売上高}}$$

$$\text{売上高純利益率} = \frac{\text{当期純損益（税引前）}}{\text{売上高}}$$

$$\text{売上高原価率} = \frac{\text{売上原価}}{\text{売上高}}$$

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本（期首・期末平均）}}$$

社内留保率

$$= \frac{\text{法人税等引当後当期純損益} + \text{繰越利益剰余金調整額} - (\text{配当金} + \text{役員賞与})}{\text{法人税等引当後当期純損益} + \text{繰越利益剰余金調整額}}$$

（注）繰越利益剰余金調整額＝繰越利益剰余金増加高－同減少高で42年度より算出した。以上同じ。

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{減価償却費}}{\text{有形固定資産（建仮を除く）} + \text{無形固定資産} + \text{減価償却費}}$$

$$\text{売上高金融費用比率} = \frac{\text{支払利息・割引料}}{\text{売上高}}$$

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値}}{\text{売上高} + \text{固定資産振替高}}$$

$$\text{従業員1人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値}}{\text{従業員数}}$$

$$\text{労働装備率} = \frac{\text{有形固定資産} + \text{土地一建仮・（期首・期末平均）}}{\text{従業員数}}$$

$$\text{従業員人件費付加価値率} = \frac{\text{従業員給料手当} + \text{福利費}}{\text{付加価値}}$$

$$\text{配当率} = \frac{\text{配当金}}{\text{資本金（期首・期末平均）}}$$

$$\text{配当性向} = \frac{\text{配当金}}{\text{法人税等引当後当期純損益} + \text{繰越利益剰余金調整額}}$$

売上高設備投資率

$$= \frac{(\text{当期末有形固定資産} - \text{前期末有形固定資産}) + \text{減価償却費（含特別償却費）}}{\text{売上高}}$$

$$\text{有形固定資産対前年度増加率} = \frac{\text{当期末有形固定資産} - \text{前期末有形固定資産}}{\text{前期末有形固定資産}}$$

$$\text{棚卸資産対前年度増加率} = \frac{\text{当期末棚卸資産} - \text{前期末棚卸資産}}{\text{前期末棚卸資産}}$$

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}}$$

$$\text{当座比率} = \frac{\text{現金・預金} + \text{売掛金（含受取手形）}}{\text{流動負債}}$$

$$\text{売掛債権対買掛債務比率} = \frac{\text{売掛金（含受取手形）}}{\text{買掛金（含支払手形）}}$$

$$\text{棚卸資産回転期間} = \frac{\text{棚卸資産（期首・期末平均）}}{\text{売上高} \div 12}$$

$$\text{売掛債権回転期間} = \frac{\text{売掛金（含受取手形）（期首・期末平均）}}{\text{売上高} \div 12}$$

$$\text{付加価値} = \text{要素費用} + \text{営業純益} + \text{租税公課}$$

$$= \text{売上高} + \text{固定資産振替高} - \text{使用者費用}$$

$$\text{要素費用} = \text{役員給料手当} + \text{従業員給料手当} + \text{福利費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{支払利息・割引料}$$

$$\text{使用者費用} = \text{原材料費} + \text{減価償却費} + \text{修繕費} + \text{その他営業経費}$$

$$\text{営業純益} = \text{営業損益} - \text{支払利息・割引料}$$

10. 本調査結果利用上の注意

- 43年度において、推計値の算出方法を改めた結果43年度以降の計数は、42年度以前の計数とは単純に比較出来ない点がある。

（参考）

42年度以前の推計方法

業種別規模別推計値

$$= \text{集計値} \times \frac{\text{抽出時の調査法人一所在不明、対象外等法人}}{\text{提出法人（含休業、解散等法人）}} \times \frac{1}{\text{抽出率}}$$

- 規模別統計表の項目中「法人税等引当後当期純損益」の次に「期首繰越利益剰余金」の項目を挿入すべきであるが、紙面の都合上掲載できなかったため、当該項目の計数が必要な場合には次の算式により算出されたい。

$$\text{期首繰越利益剰余金} = \text{当期末処分利益剰余金} - (\text{法人税等引当後当期純損益} + \text{繰越利益剰余金増加高} - \text{同減少高})$$

47年度回収状況（全産業）

資本金階層 区分	2百万円 未満	2百万円～ 5百万円未満	5百万円～ 1千万円未満	1千万円～ 5千万円未満	5千万円～ 1億円未満	1億円～ 10億円未満	10億円以上	計
調査法人(社)	5,222	4,466	7,445	6,730	3,807	8,520	1,328	37,518
回収法人(社)	3,912	3,442	5,880	5,678	3,491	8,279	1,327	32,009
回収率(%)	74.9	77.1	79.0	84.4	91.7	97.2	99.9	85.3

（注）回収法人の中には、(1)集計不能法人（記入不備等）の計上及び(2)2回決算法人の重複計上が行われているため、必ずしも規模別統計の集計標本法人数とは一致しない。